

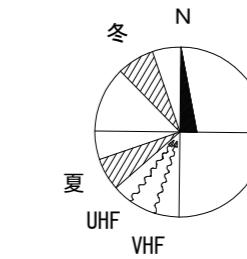
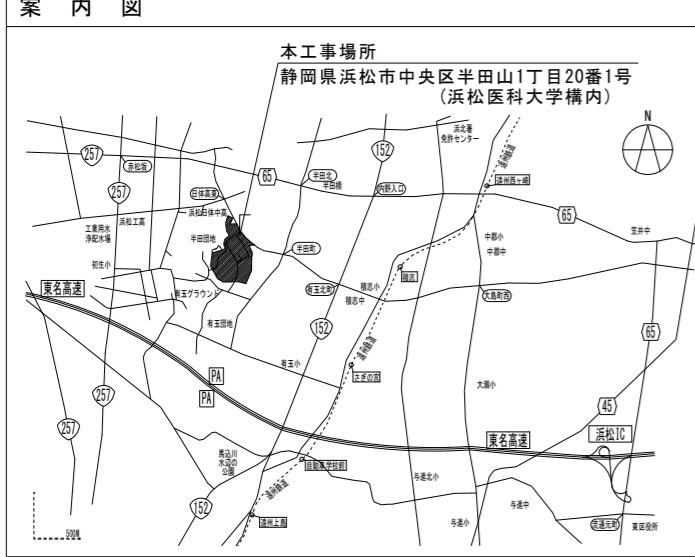
浜松医科大学ホスピタル・ラボ 5 階北側共用部等改修工事

図面リスト		
図番	図面名称	縮尺
L-01	表紙・図面リスト	—
特A-01	改修特記仕様書(1)	—
特A-02	改修特記仕様書(2)	—
A-01	案内図・配置図	A1:1/2000 A3:1/4000
A-02	仕上表・4階平面図(改修前・改修後)	A1:1/150 A3:1/300
A-03	5階平面図(改修前・改修後)・天井伏図(改修前・改修後)	A1:1/150 A3:1/300
A-04	5階平面詳細図(改修前・改修後)	A1:1/50 A3:1/100
A-05	部分詳細図・建具表・サイン詳細図	図示

工事名	浜松医科大学ホスピタル・ラボ 5 階北側共用部等改修工事			図面番号	L-01					
図面名称	表紙・図面リスト		縮 尺	—	図面作成	令和7年12月				
浜松医科大学施設課			課長		課長補佐		係長		担当	

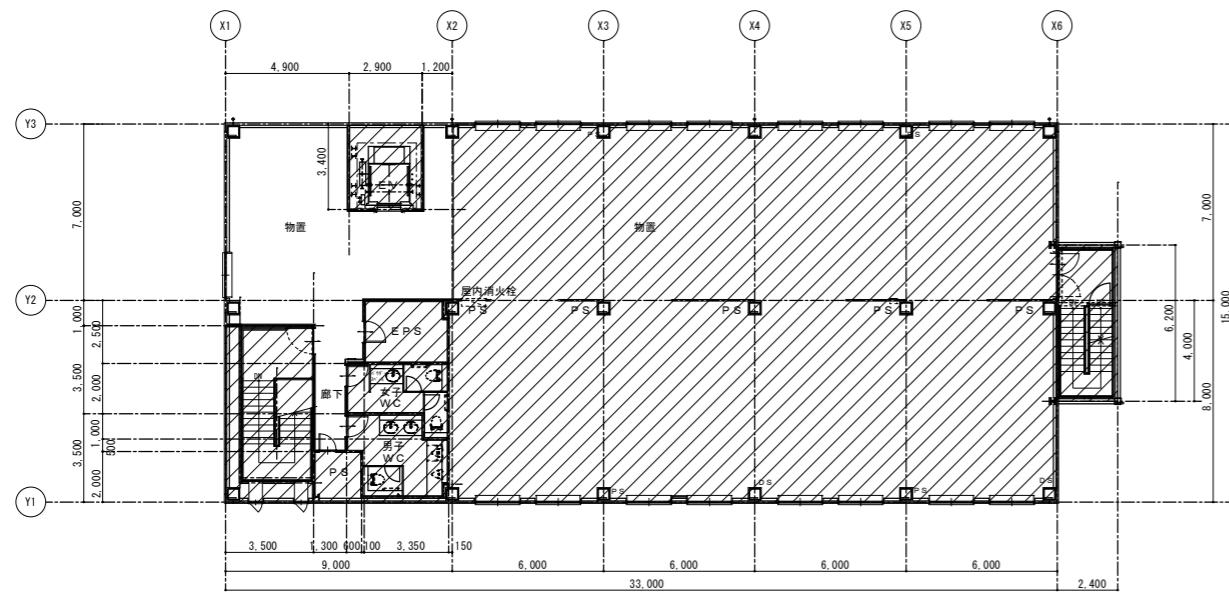
浜松医科大学ホスピタル・ラボ5階北側共用部等改修工事																																																																																																																										
<p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 静岡県浜松市中央区半田山1丁目20番地1号(浜松医科大学構内)</p> <p>2. 完成期限 令和8年3月27日(金曜日)</p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>ホスピタル・ラボ</td> </tr> <tr> <td>工種</td> <td>模様替</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>鉄骨造</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上5階</td> </tr> <tr> <td>建築基準法による建築面積(m²)</td> <td>549.41</td> </tr> <tr> <td>延べ面積(m²)</td> <td>2,510.53</td> </tr> <tr> <td>消防法施行令別表第一の区分</td> <td>(7項)</td> </tr> <tr> <td>改修面積(m²)</td> <td>66.19</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p>4. 工事種目</p> <p>○印の付いたものが対象工事種目</p> <table border="1"> <tr> <th>建物部別及び屋外</th> <th>工事種別</th> </tr> <tr> <td>工事種目</td> <td>ホスピタル・ラボ</td> </tr> <tr> <td>・ 2 仮設工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 3 防水改修工事</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>・ 4 外壁改修工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 5 建具改修工事</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>○ 6 内装改修工事</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>○ 7 塗装改修工事</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>・ 8 耐震改修工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 9 環境配慮改修工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ブル改修工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 電気設備工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 機械設備工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </table> <p>5. 指定部分 ○無 有 対象部分() 指定部分工期 令和 年 月 日(曜日)</p> <p>6. 概成工期 ○無 有 令和 年 月 日(曜日) (1.2.1) [1.2.1]</p> <p>II 工事仕様</p> <p>1. 共通仕様</p> <p>(1) 文部科学省発注工事請負等契約規則(文部科学省訓令第二十二号)別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面6枚及び本特記仕様書2枚によるほか、下記仕様書等のうち、○印の付いたものを適用する。</p> <p>○公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)</p> <p>○公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)</p> <p>・文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(令和7年版)(以下「文科仕様書」という。)</p> <p>・文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(令和7年版)(以下「文科改修仕様書」という。)</p> <p>○工事写真撮影要領(令和5年9月)</p> <p>・建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)</p> <p>○建築工事標準詳細図(令和4年版)</p> <p>・</p> <p>(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。 なお、電気設備工事の特記仕様書は()、機械設備工事の特記仕様書は()による。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>(1) 本特記仕様書の表記</p> <p>1) 項目は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</p> <p>○印と○印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>特記事項に記載の(())内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[[]]内表示番号は、文科改修仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>4) [G]印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基準方針(令和7年1月28日変更議決定)」に定める特定調達物品における判断の基準(特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準)を満たすものを示す。</p>			建物名称	ホスピタル・ラボ	工種	模様替	構造	鉄骨造	階数	地上5階	建築基準法による建築面積(m ²)	549.41	延べ面積(m ²)	2,510.53	消防法施行令別表第一の区分	(7項)	改修面積(m ²)	66.19	備考		建物部別及び屋外	工事種別	工事種目	ホスピタル・ラボ	・ 2 仮設工事		○ 3 防水改修工事	一式	・ 4 外壁改修工事		○ 5 建具改修工事	一式	○ 6 内装改修工事	一式	○ 7 塗装改修工事	一式	・ 8 耐震改修工事		・ 9 環境配慮改修工事		・ ブル改修工事		・ 電気設備工事		・ 機械設備工事		・		<p>1. 各章共通事項</p> <p>1. 適用区分</p> <p>・建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。</p> <p>・風圧力 風速(V=32m/s) 地表面粗度区分(・I・II・III・IV) ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域別表(24)</p> <p>2. 電気保安技術者、工事用電力設備の保安責任者</p> <p>この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者を専任する。</p> <table border="1"> <tr> <td>項目名</td> <td>電気保安技術者</td> </tr> <tr> <td>1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>3 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>5 公益事業局長又は通産省業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>6 第1種電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>8 第2種電気工事施工士以上の資格を有する者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科以外の学科に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>10. 電工用電力を構外から引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。</p> <p>3. 施工条件</p> <p>この工事現場では、次の施工条件による。(1.3.5) [1.3.5]</p> <p>試験日は建物内外で行う工事ができないものとする。</p> <p>試験日: 令和8年1月17日(土)～18日(日) 令和8年1月31日(土)～2月1日(日) 令和8年2月7日(土)、令和8年2月25日(水)～2月26日(木) 令和8年3月12日(木)</p> <p>その他の試験や学年内行事と重なる日の施工の可否は、監督職員との協議による。</p> <p>搬入時のエレベーターの使用は監督職員と協議し決定すること</p> <p>4. 発生材の処理等</p> <p>(1) 引渡しを要するもの(1.3.11) [1.3.12]</p> <table border="1"> <tr> <td>1) 品名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>引渡し先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>集積場所</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <table border="1"> <tr> <td>1) 品名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>処理方法</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(3) 現場において再利用を図るもの</p> <table border="1"> <tr> <td>1) 品名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>使用箇所</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(4) 再資源化を図るもの</p> <table border="1"> <tr> <td>1) 品名</td> <td>建設発生土</td> </tr> <tr> <td>受入場所</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(5) その他発生材については、標準仕様書に従い、適切に処理する。</p> <p>5. 環境への配慮</p> <p>1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。</p> <p>①合板、木質系フーリング、構造用パネル、集成材、单板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保溫材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。</p> <p>②接着剤及び塗料は、トルエン、キシン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</p> <p>③接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。</p> <p>④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>6. 材料の品質等</p> <p>1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。</p> <p>3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p> <p>4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し等)を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>①品質及び性能に関する試験データを整備していること。</p> <p>②生産設施及び品質の管理を適切に行っていること。</p> <p>③安定的な供給が可能であること。</p> <p>④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。</p> <p>5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料</p> <p>7. 石綿含有建材の調査</p> <p>調査 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料(浜松医科大学ホスピタル・ラボ新設その他工事)</p>	項目名	電気保安技術者	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	・	2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	・	3 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	・	4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	・	5 公益事業局長又は通産省業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	・	6 第1種電気工事施工管理技士の資格を有する者	・	7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	・	8 第2種電気工事施工士以上の資格を有する者	・	9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科以外の学科に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・	1) 品名	—	引渡し先	—	集積場所	—	1) 品名	—	処理方法	—	1) 品名	—	使用箇所	—	1) 品名	建設発生土	受入場所	—	<p>2. 電気保安技術者、工事用電力設備の保安責任者</p> <p>この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者を専任する。</p> <table border="1"> <tr> <td>項目名</td> <td>電気保安技術者</td> </tr> <tr> <td>1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>3 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>5 公益事業局長又は通産省業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>6 第1種電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>8 第2種電気工事施工士以上の資格を有する者</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科以外の学科に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>11. 施工の検査等</p> <p>(1.3.3～4) [1.3.3～4]</p> <p>12. 施工の立会い</p> <p>(1.5.5) [1.7.5]</p> <p>標準仕様書等に定めがあるもの以外で、次に示す施工については、監督職員の検査を受ける。</p> <table border="1"> <tr> <td>検査等を行う施工</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>13. 完成時の提出図書</p> <p>(1.7.1～3) [1.9.1～3]</p> <p>次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事目的に使用するための権利については、発注者に委譲する。</p> <p>1) 完成図</p> <p>○ADデータ(電子納品)及び電子データ(PDF形式)</p> <table border="1"> <tr> <td>A3版原図</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>A1版原図</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>A3複写図(製作)</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>A1複写図(製作)</td> <td>1部</td> </tr> </table> <p>2) 保全に関する資料</p> <p>○電子データ(PDF形式)</p> <p>○M4ファイル複数</p> <p>3) 工事写真(「工事写真撮影要領」による。)</p> <p>○原本(電子媒体)</p> <p>・アルバム(紙又は電子媒体)一部</p> <p>4) 完成写真</p> <p>工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。</p> <p>14. 撮影部位及び箇所数</p> <p>15. 建具改修工事</p> <p>16. 5 建具改修工事</p> <p>17. 6 建具改修工事</p> <p>18. 7 建具改修工事</p> <p>19. 8 建具改修工事</p> <p>20. 9 建具改修工事</p> <p>21. 10 建具改修工事</p> <p>22. 11 建具改修工事</p> <p>23. 12 建具改修工事</p> <p>24. 13 建具改修工事</p> <p>25. 14 建具改修工事</p> <p>26. 15 建具改修工事</p> <p>27. 16 建具改修工事</p> <p>28. 17 建具改修工事</p> <p>29. 18 建具改修工事</p> <p>30. 19 建具改修工事</p> <p>31. 20 建具改修工事</p> <p>32. 21 建具改修工事</p> <p>33. 22 建具改修工事</p> <p>34. 23 建具改修工事</p> <p>35. 24 建具改修工事</p> <p>36. 25 建具改修工事</p> <p>37. 26 建具改修工事</p> <p>38. 27 建具改修工事</p> <p>39. 28 建具改修工事</p> <p>40. 29 建具改修工事</p> <p>41. 30 建具改修工事</p> <p>42. 31 建具改修工事</p> <p>43. 32 建具改修工事</p> <p>44. 33 建具改修工事</p> <p>45. 34 建具改修工事</p> <p>46. 35 建具改修工事</p> <p>47. 36 建具改修工事</p> <p>48. 37 建具改修工事</p> <p>49. 38 建具改修工事</p> <p>50. 39 建具改修工事</p> <p>51. 40 建具改修工事</p> <p>52. 41 建具改修工事</p> <p>53. 42 建具改修工事</p> <p>54. 43 建具改修工事</p> <p>55. 44 建具改修工事</p> <p>56. 45 建具改修工事</p> <p>57. 46 建具改修工事</p> <p>58. 47 建具改修工事</p> <p>59. 48 建具改修工事</p> <p>60. 49 建具改修工事</p> <p>61. 50 建具改修工事</p> <p>62. 51 建具改修工事</p> <p>63. 52 建具改修工事</p> <p>64. 53 建具改修工事</p> <p>65. 54 建具改修工事</p> <p>66. 55 建具改修工事</p> <p>67. 56 建具改修工事</p> <p>68. 57 建具改修工事</p> <p>69. 58 建具改修工事</p> <p>70. 59 建具改修工事</p> <p>71. 60 建具改修工事</p> <p>72. 61 建具改修工事</p> <p>73. 62 建具改修工事</p> <p>74. 63 建具改修工事</p> <p>75. 64 建具改修工事</p> <p>76. 65 建具改修工事</p> <p>77. 66 建具改修工事</p> <p>78. 67 建具改修工事</p> <p>79. 68 建具改修工事</p> <p>80. 69 建具改修工事</p> <p>81. 70 建具改修工事</p> <p>82. 71 建具改修工事</p> <p>83. 72 建具改修工事</p> <p>84. 73 建具改修工事</p> <p>85. 74 建具改修工事</p> <p>86. 75 建具改修工事</p> <p>87. 76 建具改修工事</p> <p>88. 77 建具改修工事</p> <p>89. 78 建具改修工事</p> <p>90. 79 建具改修工事</p> <p>91. 80 建具改修工事</p> <p>92. 81 建具改修工事</p> <p>93. 82 建具改修工事</p> <p>94. 83 建具改修工事</p> <p>95. 84 建具改修工事</p> <p>96. 85 建具改修工事</p> <p>97. 86 建具改修工事</p> <p>98. 87 建具改修工事</p> <p>99. 88 建具改修工事</p> <p>100. 89 建具改修工事</p> <p>101. 90 建具改修工事</p> <p>102. 91 建具改修工事</p> <p>103. 92 建具改修工事</p> <p>104. 93 建具改修工事</p> <p>105. 94 建具改修工事</p> <p>106. 95 建具改修工事</p> <p>107. 96 建具改修工事</p> <p>108. 97 建具改修工事</p> <p>109. 98 建具改修工事</p> <p>110. 99 建具改修工事</p> <p>111. 100 建具改修工事</p> <p>112. 101 建具改修工事</p> <p>113. 102 建具改修工事</p> <p>114. 103 建具改修工事</p> <p>115. 104 建具改修工事</p> <p>116. 105 建具改修工事</p> <p>117. 106 建具改修工事</p> <p>118. 107 建具改修工事</p> <p>119. 108 建具改修工事</p> <p>120. 109 建具改修工事</p> <p>121. 110 建具改修工事</p> <p>122. 111 建具改修工事</p> <p>123. 112 建具改修工事</p> <p>124. 113 建具改修工事</p> <p>125. 114 建具改修工事</p> <p>126. 115 建具改修工事</p> <p>127. 116 建具改修工事</p> <p>128. 117 建具改修工事</p> <p>129. 118 建具改修工事</p> <p>130. 119 建具改修工事</p> <p>131. 120 建具改修工事</p> <p>132. 121 建具改修工事</p> <p>133. 122 建具改修工事</p> <p>134. 123 建具改修工事</p> <p>135. 124 建具改修工事</p> <p>136. 125 建具改修工事</p> <p>137. 126 建具改修工事</p> <p>138. 127 建具改修工事</p> <p>139. 128 建具改修工事</p> <p>140. 129 建具改修工事</p> <p>141. 130 建具改修工事</p> <p>142. 131 建具改修工事</p> <p>143. 132 建具改修工事</p> <p>144. 133 建具改修工事</p> <p>145. 134 建具改修工事</p> <p>146. 135 建具改修工事</p> <p>147. 136 建具改修工事</p> <p>148. 137 建具改修工事</p> <p>149. 138 建具改修工事</p> <p>150. 139 建具改修工事</p> <p>151. 140 建具改修工事</p> <p>152. 141 建具改修工事</p> <p>153. 142 建具改修工事</p> <p>154. 143 建具改修工事</p> <p>155. 144 建具改修工事</p> <p>156. 145 建具改修工事</p> <p>157. 146 建具改修工事</p> <p>158. 147 建具改修工事</p> <p>159. 148 建具改修工事</p> <p>160. 149 建具改修工事</p> <p>161. 150 建具改修工事</p> <p>162. 151 建具改修工事</p> <p>163. 152 建具改修工事</p> <p>164. 153 建具改修工事</p> <p	項目名	電気保安技術者	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	・	2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	・	3 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	・	4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	・	5 公益事業局長又は通産省業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	・	6 第1種電気工事施工管理技士の資格を有する者	・	7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	・	8 第2種電気工事施工士以上の資格を有する者	・	9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科以外の学科に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・	検査等を行う施工	備考	—	—	—	—	A3版原図	1部	A1版原図	1部	A3複写図(製作)	1部	A1複写図(製作)	1部
建物名称	ホスピタル・ラボ																																																																																																																									
工種	模様替																																																																																																																									
構造	鉄骨造																																																																																																																									
階数	地上5階																																																																																																																									
建築基準法による建築面積(m ²)	549.41																																																																																																																									
延べ面積(m ²)	2,510.53																																																																																																																									
消防法施行令別表第一の区分	(7項)																																																																																																																									
改修面積(m ²)	66.19																																																																																																																									
備考																																																																																																																										
建物部別及び屋外	工事種別																																																																																																																									
工事種目	ホスピタル・ラボ																																																																																																																									
・ 2 仮設工事																																																																																																																										
○ 3 防水改修工事	一式																																																																																																																									
・ 4 外壁改修工事																																																																																																																										
○ 5 建具改修工事	一式																																																																																																																									
○ 6 内装改修工事	一式																																																																																																																									
○ 7 塗装改修工事	一式																																																																																																																									
・ 8 耐震改修工事																																																																																																																										
・ 9 環境配慮改修工事																																																																																																																										
・ ブル改修工事																																																																																																																										
・ 電気設備工事																																																																																																																										
・ 機械設備工事																																																																																																																										
・																																																																																																																										
項目名	電気保安技術者																																																																																																																									
1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	・																																																																																																																									
2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	・																																																																																																																									
3 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	・																																																																																																																									
4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	・																																																																																																																									
5 公益事業局長又は通産省業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	・																																																																																																																									
6 第1種電気工事施工管理技士の資格を有する者	・																																																																																																																									
7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	・																																																																																																																									
8 第2種電気工事施工士以上の資格を有する者	・																																																																																																																									
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科以外の学科に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・																																																																																																																									
1) 品名	—																																																																																																																									
引渡し先	—																																																																																																																									
集積場所	—																																																																																																																									
1) 品名	—																																																																																																																									
処理方法	—																																																																																																																									
1) 品名	—																																																																																																																									
使用箇所	—																																																																																																																									
1) 品名	建設発生土																																																																																																																									
受入場所	—																																																																																																																									
項目名	電気保安技術者																																																																																																																									
1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	・																																																																																																																									
2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	・																																																																																																																									
3 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	・																																																																																																																									
4 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	・																																																																																																																									
5 公益事業局長又は通産省業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	・																																																																																																																									
6 第1種電気工事施工管理技士の資格を有する者	・																																																																																																																									
7 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	・																																																																																																																									
8 第2種電気工事施工士以上の資格を有する者	・																																																																																																																									
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科以外の学科に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	・																																																																																																																									
検査等を行う施工	備考																																																																																																																									
—	—																																																																																																																									
—	—																																																																																																																									
A3版原図	1部																																																																																																																									
A1版原図	1部																																																																																																																									
A3複写図(製作)	1部																																																																																																																									
A1複写図(製作)	1部																																																																																																																									

案内図



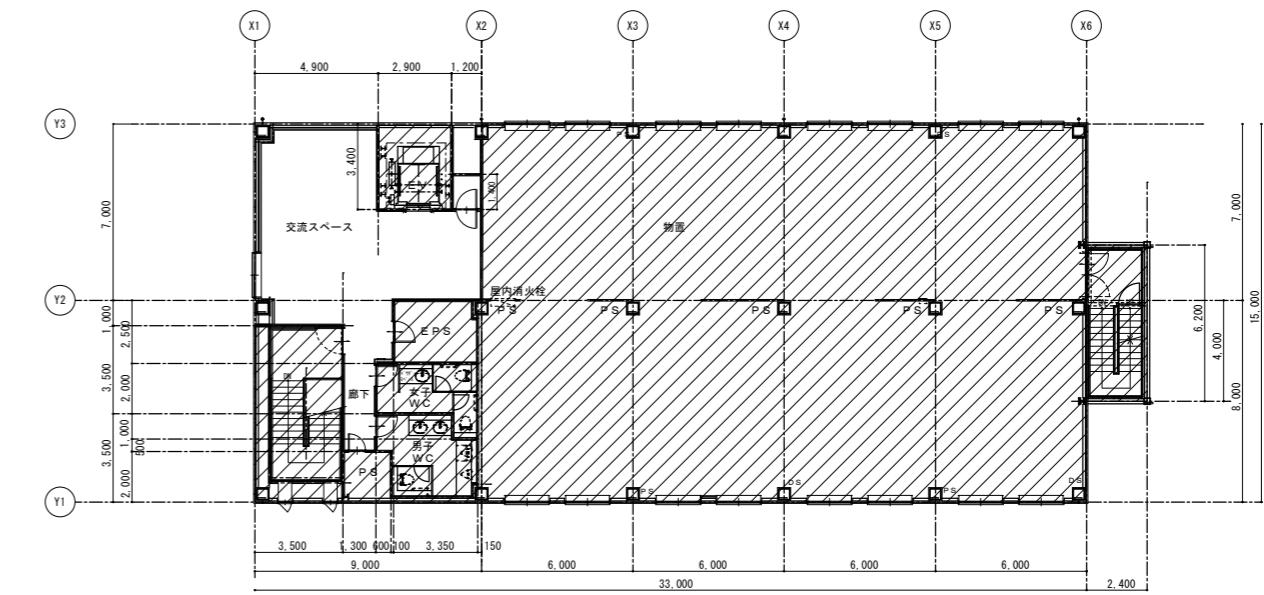
本工事場所

配置図



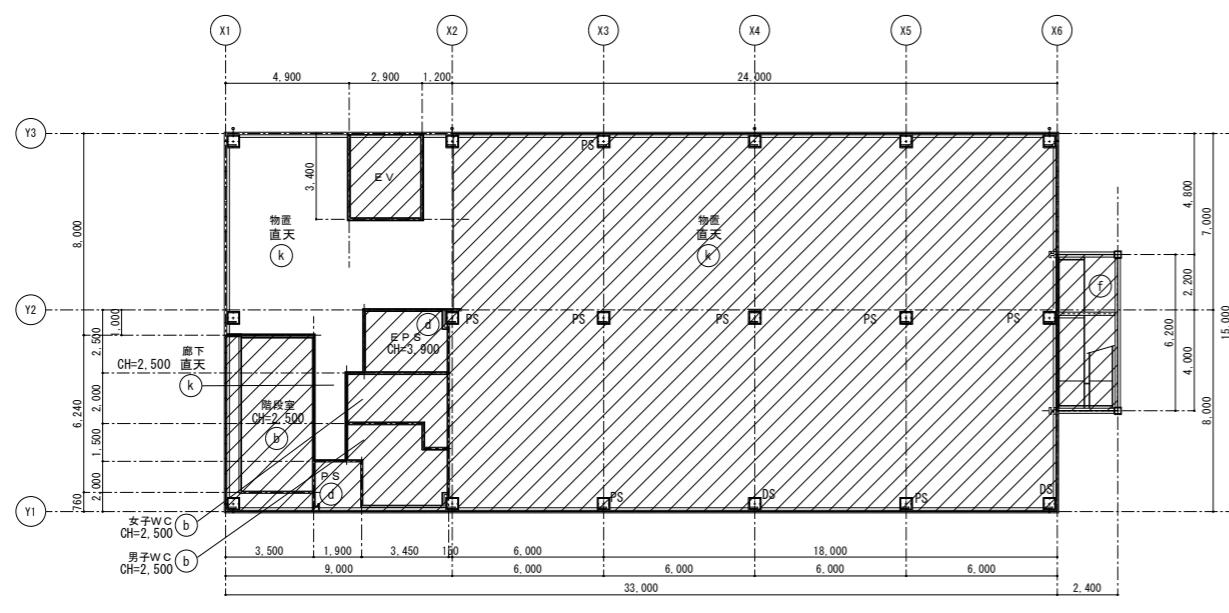
5階平面図（改修前）

本工事対象:



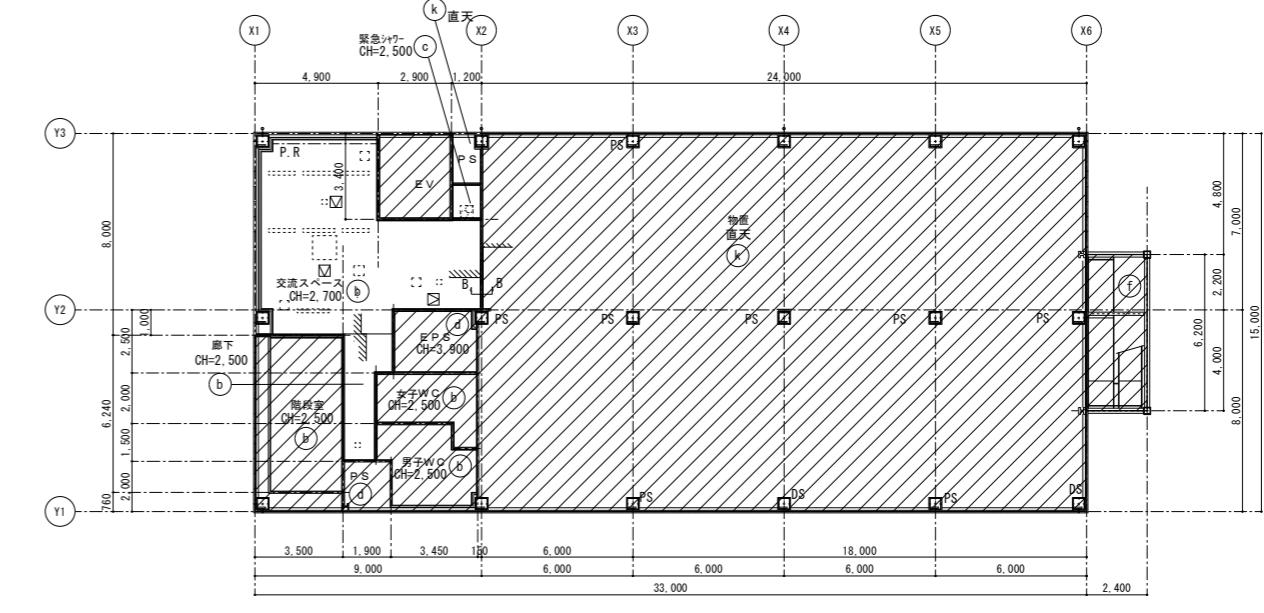
5階平面図（改修後）

本工事対象外



5階天井伏図（改修前）

本工事対象



5階天井伏図（改修後）

本工事対象外

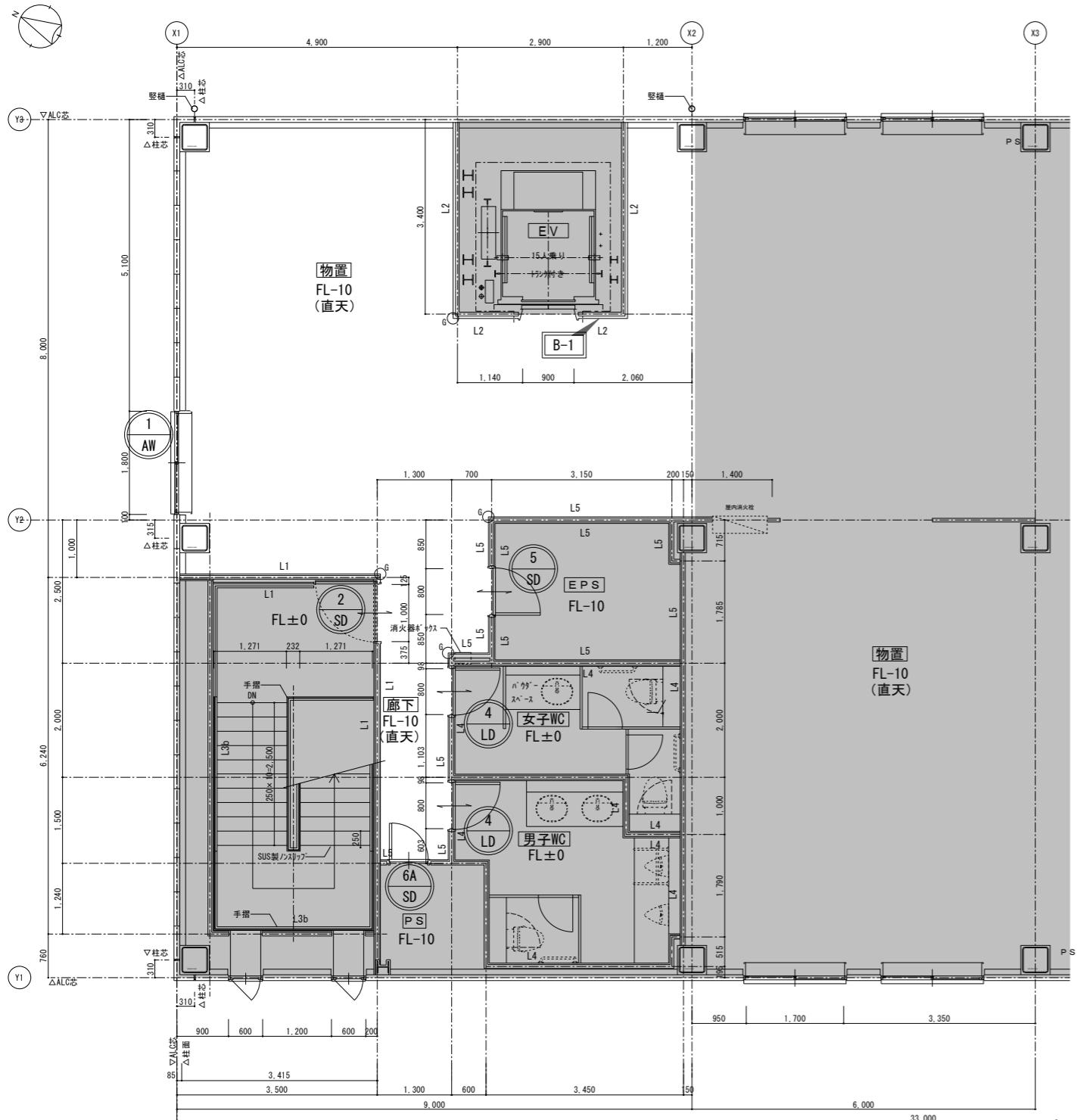


仕上凡例

<input checked="" type="checkbox"/>	GB-Rt12.5+DRt12.0	<input checked="" type="radio"/>	鉄骨表し(溶接垂鉛ノック処理)
<input checked="" type="checkbox"/>	GB-Dt9.5	<input checked="" type="radio"/>	アルミスパンボルト
<input checked="" type="checkbox"/>	GD-Rt12.5+KD(D)t6.0	<input checked="" type="radio"/>	曲げ合板t9+スギ羽目板張りOSCL
<input checked="" type="checkbox"/>	直天	<input checked="" type="radio"/>	間接照明折上天井
<input checked="" type="checkbox"/>	GB-Rt19.5 (天井裏裏GW150敷き詰め)	<input checked="" type="radio"/>	ケラスクルボード、鉄骨梁耐火被覆表し
		<input checked="" type="radio"/>	デッキ裏断熱現場発泡硬質ウレタンフォーム(UF)吹付

P_R	ヒューリック
斜線	本工事対象外

		数量
□	天井点検口:□450(額縁タイプ)	3
	天井開口補強:200×200	3
	天井開口補強:300×300	3
	天井開口補強:350×350	1
	天井開口補強:400×400	1
	天井開口補強:1000×1000	1
	天井開口補強:1250×150	7

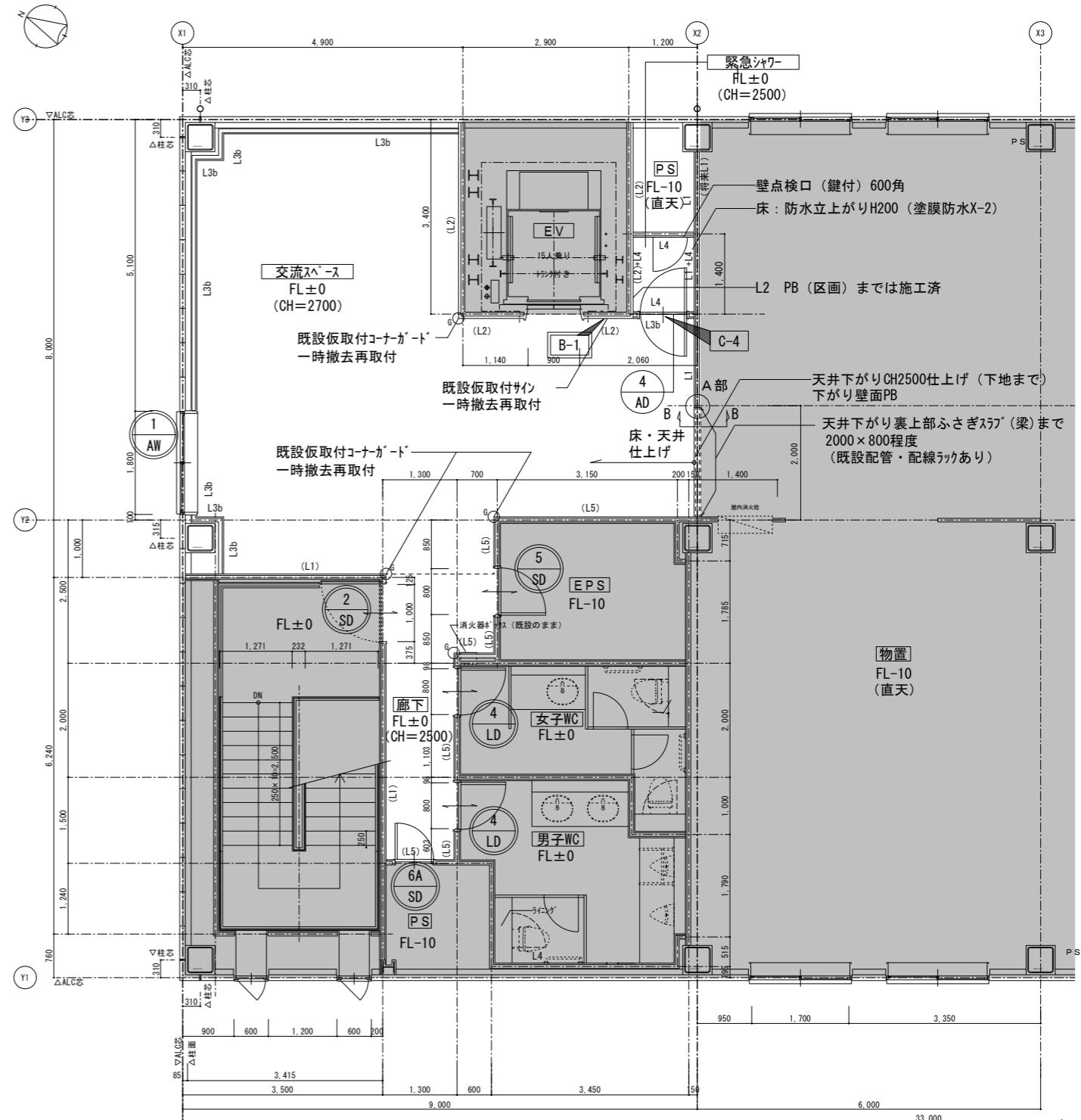


5階平面詳細図（改修前）
※特記無き限り、FL±0とする

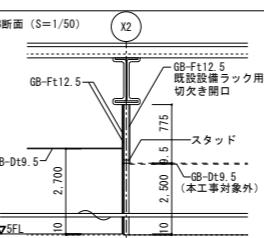
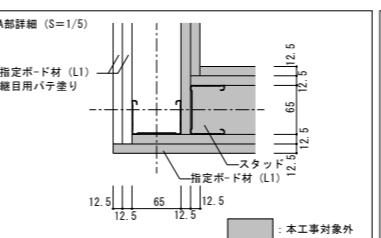
壁凡例

L1	L4	建具凡例	サイン凡例
LGS+GB-Ft12.5+12.5(両面・耐火間仕切)	LGS+GB-St12.5+FK(D) t6(目地シール)(片面・一般間仕切)	XX 既設建具	B-1 既設取付サイン XX (既設のまま)
LGS+GB-Ft21+21(片面・耐火間仕切)	LGS+GB-Rt12.5(素地)(片面・一般間仕切)	XX (既設のまま)	
LGS+GB-Rt12.5(片面・一般間仕切)			

==== ガラス用充填を示す (32K t50) ○ 既設コーナーガードを示す



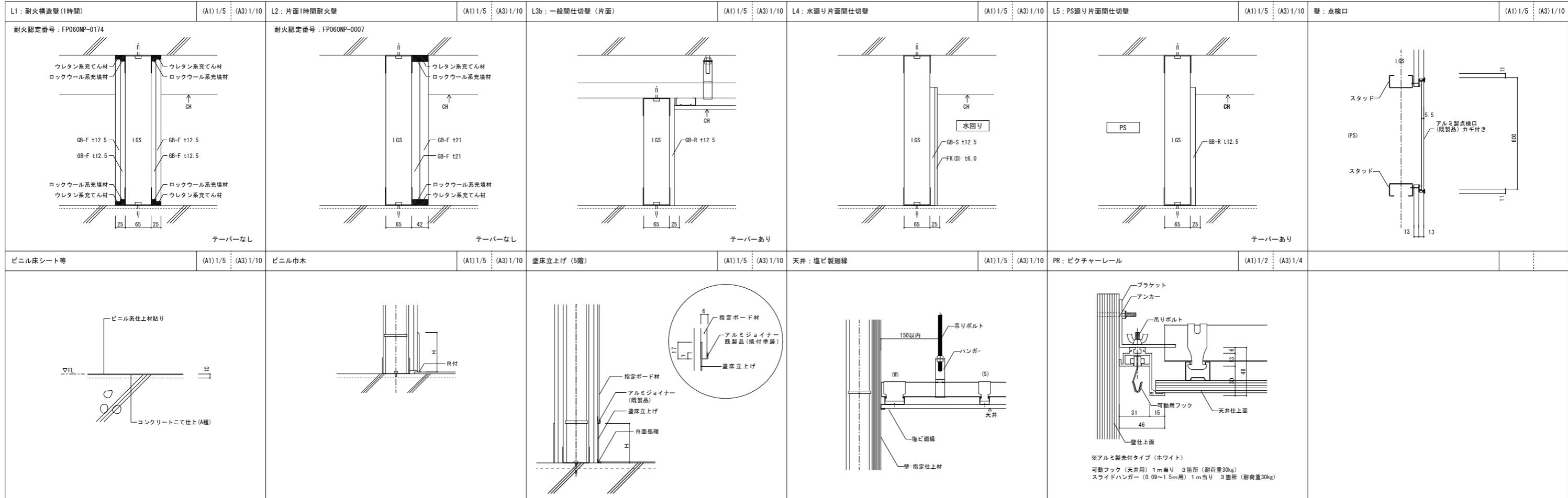
5階平面詳細図（改修後）
※特記無き限り、FL±0とする



壁凡例

L1	LGS+GB-Ft12.5+12.5(両面・耐火間仕切)	新規 (L1)	LGS+GB-Ft12.5+12.5(両面・耐火間仕切)	既設のまま
L2	LGS+GB-Ft21+21(片面・耐火間仕切)	新規 (L2)	LGS+GB-Ft21+21(片面・耐火間仕切)	既設のまま
L3b	LGS+GB-Rt12.5(片面・一般間仕切)	新規 (L5)	LGS+GB-Rt12.5(素地)(片面・一般間仕切)	既設のまま
L4	LGS+GB-St12.5+FK(D) t6(目地シール)(片面・一般間仕切)	新規		
L5	LGS+GB-Rt12.5(素地)(片面・一般間仕切)	新規		

==== ガラス用充填を示す (32K t50) ○ 既設コーナーガードを示す



建具表

建具符号	型式	既設建具	既設建具:既設のまま	既設建具:既設のまま	既設建具:既設のまま	既設建具:既設のまま
箇所数	取付箇所	82	大型3m×3mオーバン体・研究室・イバージョウハイ・細胞培養室	4	鋼製片開き防火扉(大臣認定仕様)	既設建具:既設のまま
性能	防火性能	断熱性能	防音性能	耐震性能	防火性能	断熱性能
	特・随・種	—	—	—	特・随・種	—
寸法図	(14+17+17+17+17)	△天井面 1,678 △FL 1,000 △FL 1,678	△天井面 1,680 △FL 1,000 △FL 1,680	△天井面 1,000 △FL 1,025 △FL 800	△天井面 1,975 △FL 1,025 △FL 800	△天井面 1,000 △FL 1,025 △FL 800
建具材質	建具見込	建具仕上	AL	70	B-2	S
枠材質	枠形状	枠仕上	AL	→-160+25(内)	B-2	S
音響形状	音響仕上	-	-	-	-	H(W135)
支持金物等	ガラス種類	ガラス厚さ	S16(透明)	(外)Low-E3+Al2+(内)FL5		SOP
鏡前種類	施錠機構	-	-	-	-	AH, CH, 付属金物一式
ガラリ形状	ガラリ寸法	-	-	-	-	FTG(型板)
ガラリ材質	ガラリ仕上	-	-	-	-	DH, HP, 付属金物一式
備考	備考	鏡鏡:アルミ製	鏡鏡:アルミ製	鏡鏡:アルミ製	鏡鏡:アルミ製	
建具符号	型式	既設建具	既設建具:既設のまま	既設建具:既設のまま	既設建具:既設のまま	既設建具:既設のまま
箇所数	取付箇所	5	電気室・EPS(2~5F)	5	鋼製片開きドア(告示仕様)	5
性能	防火性能	断熱性能	防音性能	耐震性能	防火性能	断熱性能
	防・常(電気室)	—	—	—	—	—
寸法図	△天井面 2,000 △FL 1,700 △FL 800	△天井面 2,000 △FL 1,700 △FL 650	△天井面 2,000 △FL 1,700 △FL 650	△天井面 2,000 △FL 1,700 △FL 650	△天井面 2,000 △FL 1,700 △FL 650	△天井面 2,000 △FL 1,700 △FL 650
建具材質	建具見込	建具仕上	S	40	SOP	S
枠材質	枠形状	枠仕上	S	D(W135)	SOP	S
音響形状	音響仕上	A	-	-	-	B(W135)
支持金物等	ガラス種類	ガラス厚さ	-	-	-	SOP
鏡前種類	施錠機構	F	OK	H	OK	DC, DS, H, LH, 付属金物一式
ガラリ形状	ガラリ寸法	II型(電気室:FD付)	500×300	-	-	DC, DS, H, LH, 付属金物一式
ガラリ材質	ガラリ仕上	SS	SOP	-	-	DC, DS, H, LH, 付属金物一式
備考	備考	鏡鏡:アルミ製	鏡鏡:アルミ製	鏡鏡:アルミ製	鏡鏡:アルミ製	鏡鏡:アルミ製

サイン詳細図

